

### 水道請負工事費積算要領

平成31年4月改訂

この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。

※1本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること。(適用年度は別途公表)

※2現場環境改善費を適用する場合は平成30年度水道事業実務必携を参照すること。

〔別表第一〕

第1表 工種区分の工事内容

工種区分	工種内容
水道工事	(1) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事
	(2) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事
	(4) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事
構造物工事(浄水場等)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事

備考1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。  
備考2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。

2種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領(6. 間接工事費)により工種を選定すること。

### 水道請負工事費積算要領

令和元年8月改訂

この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。

※1本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること。(適用年度は別途公表)

※2現場環境改善費を適用する場合は令和元年度水道事業実務必携を参照すること。

〔別表第一〕

第1表 工種区分の工事内容

工種区分	工種内容
水道工事	(1) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事
	(2) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事
	(4) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事
構造物工事(浄水場等)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事

備考1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。  
備考2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。

2種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領(6. 間接工事費)により工種を選定すること。

変更

変更

現行 積算要領(H31.4)	改訂後 積算要領(R1.8)	備考																																								
<p data-bbox="237 483 652 520">第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p data-bbox="237 531 988 562">施工地域、工事場所を考慮し下表の補正係数を共通仮設費率に乗ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="246 569 1344 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全地域</td> <td>一般交通影響あり①</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>一般交通影響なし</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正係数	全地域	一般交通影響あり①	1.3	一般交通影響あり②	1.2	市街地	一般交通影響なし	1.2	山間僻地及び離島		1.3	<p data-bbox="1439 384 1813 415">第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p data-bbox="1439 426 2255 457">下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 464 2502 961"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1448 972 2101 1003">(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p data-bbox="1537 1014 2552 1077">なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上とな っている地域をいう。</p> <p data-bbox="1448 1098 2160 1129">(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p data-bbox="2611 499 2686 531">変更</p>
施工地域・工事場所区分		補正係数																																								
全地域	一般交通影響あり①	1.3																																								
	一般交通影響あり②	1.2																																								
市街地	一般交通影響なし	1.2																																								
山間僻地及び離島		1.3																																								
適用条件		補正係数	適用優先																																							
施工地域区分	対象																																									
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																							
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。	1.3	2																																							
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																							
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																							
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	5																																							

新旧比較表

現行 積算要領(H31.4)	改訂後 積算要領(R1.8)	備考																																								
<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>施工地域、工事場所を考慮し下表の補正係数を現場管理費率に乗ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 457 1261 674"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全地域</td> <td>一般交通影響あり①</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>一般交通影響なし</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正係数	全地域	一般交通影響あり①	1.1	一般交通影響あり②	1.1	市街地	一般交通影響なし	1.1	山間僻地及び離島		1.0	<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 424 2507 928"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっ ている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>変更</p>
施工地域・工事場所区分		補正係数																																								
全地域	一般交通影響あり①	1.1																																								
	一般交通影響あり②	1.1																																								
市街地	一般交通影響なし	1.1																																								
山間僻地及び離島		1.0																																								
適用条件		補正係数	適用優先																																							
施工地域区分	対象																																									
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																							
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの 場合は対象外とする。	1.1	2																																							
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																							
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																							
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5																																							